

現行の旅行業約款との対照表  
(募集型企画旅行契約の部 別表第一)

- ※1 いわゆるフライ&クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款、受注型企画旅行の取消料の実額精算の約款等、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、見出し右欄の「現行の旅行業約款(標準旅行業約款と同一内容)」の箇所は、「当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款」と記載してください。
- ※2 いわゆるフライ&クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款の認可を受けている場合は、対照表の内容を、認可を受けているフライ&クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款の内容を反映したものに修正してください。

認可を希望する旅行業約款(案)		現行の旅行業約款(標準旅行業約款と同一内容)	
募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料(第十六条第一項関係) 一 国内旅行に係る取消料		募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料(第十六条第一項関係) 一 国内旅行に係る取消料	
区 分	取消料	区 分	取消料
(一) 次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約		(一) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあつては十日目)に当たる日以降に解除する場合(口からホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内	イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあつては十日目)に当たる日以降に解除する場合(口からホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内	ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内	ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) <u>航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用(以下、総称して「航空券取消料等」といいます。)</u> の条件(以下「航空券取消条件」といいます。) <u>及び金額を明示したもの(次項に掲げる旅行契約を除く。)</u>			
イ 旅行契約締結後に解除する場合(口からへに掲げる場	旅行契約を解除した時		

<p>合を除く。)</p> <p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあつては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)</p> <p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)</p> <p>ニ 旅行開始日の前日に解除する場合</p> <p>ホ 旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)</p> <p>へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額。 (以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。)以内</p> <p>旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の100%以内</p>		
<p>(三) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</p>	<p>当該船舶に係る取消料の規定によります。</p>	<p>(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</p>	<p>当該船舶に係る取消料の規定によります。</p>
<p>備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供</p>		<p>備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始</p>	

を受けることを開始した時」以降を  
いいます。

(三) 第二項の場合において、当該航空  
券に関して、当社が航空会社に対し  
て支払うべき航空券取消料等が生  
じなかったときは、旅行契約解除時  
の航空券取消料等の額は無料とし  
て取り扱い、航空会社により航空券  
取消料等が減額されたときは、当該  
減額後の航空券取消料等の額を旅  
行契約解除時の航空券取消料等の  
額として取り扱います。

後」とは、別紙特別補償規程第二条  
第三項に規定する「サービスの提供  
を受けることを開始した時」以降を  
いいます。